

○北信保健衛生施設組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(令和2年3月5日 規則第2号)

北信保健衛生施設組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する事項は、中野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年中野市規則第8号）の例によるものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。